

平成30年9月21日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成30年9月21日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	山内 剛
総務課長	岡部 登
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
福祉保健課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、4番村井保夫君、8番古川幸義君を指名いたします。

日程第2、委員長報告を行います。

9月18日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長、金井浩三君。

建設産業民生常任委員会委員長（金井 浩三）

皆さんおはようございます。

それでは建設産業民生常任委員会結果報告について。

平成30年9月18日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告します。

審議事項。

議案第1号、多度津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の制定について。

議案第2号、多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

審議の結果。

議案第1号及び議案第2号について、委員、傍聴議員より。

一つ、介護施設・事業所に対しての必要人員また運営について2年を5年間とするとあるが、こうしなければならない規定というものはあるのか。

一つ、書類の保存が2年から5年とあるが、その途中で事業所の人員や運営の変更があった場合、書面の変更等をしなければいけないとき、在任期間が2年から5年間に延びたら、どのようになるのか。

その他意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、2年から5年に変わったのは、事業所が保存しておく書類の保存期間のことである。

一つ、人員や運営に関することに変更があった場合は、その都度町に変更申請を提出してもらわなければならない。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号及び議案第2号については、委員会としては原案を可決した。

以上で委員長報告を終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして9月18日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、村井保夫君。

総務教育常任委員会委員長（村井 保夫）

おはようございます。

それでは総務教育常任委員会結果報告について。

平成30年9月18日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第3号、平成30年度多度津町一般会計補正予算（第3号）。

議案第4号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）。

議案第5号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）。

議案第6号、平成30年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）。

議案第7号、平成29年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について。

議案第8号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について。

議案第9号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について。

議案第10号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について。

議案第11号、平成29年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定について。

議案第12号、平成29年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

議案第13号、平成29年度多度津町水道事業会計歳入歳出決算認定について。

審議結果。

議案第3号から議案第13号について。

委員、傍聴議員より。

一つ、今回の補正で歳出では防犯カメラの設置補助金40万円と工事費38万5千円で防犯対策費は78万5千円の増額があり、歳入では県からの防犯カメラ設置促進事業補助金の19万2千円の増額となっているが、以前に県と町は半々と聞いていたが変更があったのか。台数は2基なのか。

一つ、監査委員費の748万円減額は、どういうことなのか。

一つ、じん芥処理費で災害廃棄物収集運搬業務委託料60万円の増額と港湾管理費でも同様に182万円の増額があるが、2つ重複しているのはなぜか。同様の海ごみを処理する予算を2つに分けると全体が分からなくなるのではないか。ごみの運搬と処理は一括で一緒にするのか。

一つ、温水プール管理費の548万4千円増額は空調設備の修理だと思うが、7月の故障から工事完了する10月位までの間は大型扇風機の設置だけでの対応になった理由は何なのか。今回使用したスポットクーラーには「わんぱく寺子屋」の表示があったが、教育課で持っているものをなぜ早く使わなかったのか。

一つ、温水プールのエアコンは3基あるうちの2基が壊れたのか。

一つ、多度津町産農産物を活用した商品開発事業補助金の説明をしてもらいたい。

一つ、多度津高校への商品開発事業補助金ということはサツキマスが関連するのか。

一つ、補正予算の目的とか意義は何か聞きたい。

一つ、議会運営委員会での資料と議案第7号の基金繰入額の内容に差異があるのはなぜなのか。今回の議会運営委員会の結果はどうするのか。議会運営委員会で諮る資料はもっと精査してから提出してもらいたい。

一つ、当初予算には計上されていなかった放課後児童クラブ建設関係の委託を5月22日に予算流用して入札執行しているが、流用元の予算をその後の6月補正で元に戻すという手法は間違っているのではないか。年度内での建設完了を要する緊急事業の場合は、予算の専決処分を行って後から議会の承認を得るのが本来の予算執行でないのか。流用元の予算が不足した場合に、それを補うための補正は認められない。

一つ、児童福祉費の精算返還金70万5千円の説明をしてもらいたい。今後は予算書の説明欄に概要だけでも記載してもらいたい。

一つ、災害時協力活動委託料115万円の説明をしてもらいたい。

一つ、町内のため池や橋の改修・修繕はどの程度進んでいるのか。

一つ、耐震診断・耐震改修の状況はどのようになっているのか。

一つ、民間住宅耐震対策支援事業費補助金を98万5千円減額する理由は何か。

一つ、11月に出産予定の人が10月中に保育所に預けたいという相談がある

が、待機児童が18名のため無理ということで、このような差し迫った人の待機児童に対する対応はどうすればよいのか。

一つ、待機児童をなくすために堀江の企業内保育所へ入所させることは出来ないのか。

一つ、町内には空き家や空き地、神社などに危険なブロック塀が多くあり、地震発生時には倒壊の恐れがあるのに、調査費用が計上されていないのはなぜか。

一つ、河川管理費の工事費は、どこをどのように直すのか。また、河川改良費の工事費は、どこの工事なのか。

一つ、異常気象のため警報が発表されてよく学校が休みになって夏休みを短縮しているところもあるが、授業日数は足りているのか。また、エアコンが完備されたので2学期を早める考えはあるのか。

一つ、子ども達には色々な経験をさせたいので、授業日数が足りていれば夏休みを短縮することなく、「わんぱく寺子屋」のような地域の人達と触れ合うことに使ってもらいたい。

一つ、緊急避難路のエレベーターは交付金を使って設置すると思うが、あらかじめ設計して概算を算出しているのか。エレベーターの規模や町としての要望はどのようなものか。また、緊急避難路の橋梁本体は後づけするエレベーターを想定した構造計算は出来ているのか。

一つ、今回の豪雨により池が2件と農地が8箇所被災して災害復旧費が2,560万円計上され、地元負担金は池の場合2分の1ということだが、農地の場合は負担割合や申請・手続きはどのようになるのか。

一つ、1市2町学校給食センター協議会の関係で気象警報が出て休校になる時に連携したことはあるのか。子ども達が困らないように今から手順書を作成して決めておく必要があるのではないか。

一つ、高見島の大聖寺で崖崩れが発生しており、次回の瀬戸内国際芸術祭でも現場付近の道を使用すると思うが、町の考えを聞かせてもらいたい。

一つ、河川改良費で急傾斜崩壊対策事業費386万6千円計上されているが、河川費の部分と山地の急傾斜との関連等について説明してもらいたい。町内の急傾斜地は西浜の工事で終了し、それ以外は今後検討していくのか。危険な部分は改良しないといけないのではないか。

一つ、幼稚園費の外壁工事の関係で3園の設計委託料を出しているが、予算書のどこに記載されているのか。

一つ、河川費の諸施設設備管理事業費554万円はどういうものか。

一つ、直営診療所の医療用機械器具費68万8千円計上されて保守点検料等とあるが、医療用機械器具の現状はどうなっているのか。

一つ、30年度から県下統一の国保制度に変わったが、掛け金の算定の中に高額医療費共同事業という1件80万円を超える多額の費用を要する場合に、以前は各市町村が拠出金を出して小さな団体が負担が大きくなるように一定の交付を受ける対応があったが、掛け金の中ではどういう風な捉え方になるのか。県に確認してもらいたい。

一つ、今年の熱中症患者はどのくらいであったか。医療費との関連はどうか。また、風疹・おたふくかぜが増えていると聞いているが町内ではどうか。

一つ、耕作放棄地図面作成業務委託料はどのような活用をしているのか。

一つ、住宅入居者移転補償の内容を教えてください。1件当たりどの位の金額なのか。

一つ、指定避難所案内標識設置工事の具体的な内容を教えてください。

一つ、29年度の決算書の中で不用額が多額になっていることについて具体的な内容を教えてください。

2. 1. 1. 一般管理費7. 賃金203万9千円で予算に対して15.4%。

2. 1. 1. 一般管理費13. 委託料238万2千円、9.8%。

2. 1. 5. 財産管理費13. 委託料253万4千円、10.1%。

2. 1. 6. 企画費12. 役務費588万6千円、37.9%。

2. 1. 14. 庁舎建設費13. 委託料241万5千円、32%。

2. 3. 1. 戸籍住民基本台帳費19. 負担金補助及び交付金268万3千円、30.6%。

3. 1. 3. 老人福祉費13. 委託料438万2千円、7.0%。

3. 2. 1. 児童福祉費13. 委託料328万4千円、6.6%。

4. 1. 1. 保健衛生総務費13. 委託料756万4千円、23.7%。

4. 2. 2. し尿処理費19. 負担金補助及び交付金346万5千円、4.0%。

10. 1. 2. 事務局費7. 賃金977万3千円、12.3%。

10. 5. 1. 社会教育総務費13. 委託料202万7千円、4.4%。

10. 5. 1. 社会教育総務費15. 工事請負費337万1千円、13.6%。

10. 6. 2. 学校給食共同調理場費7. 賃金437万3千円、12.2%。

10. 6. 3. 体育施設費. 13. 委託料755万円、11.3%。

10. 6. 3 体育施設費. 15. 工事請負費2,381万5千円、13%。

それぞれ多額であり、賃金の場合は突発的に必要になることもないし、負担金や交付金は年度の間時点額がほぼ確定して減額できる事業もあると思われる。特に委託料・工事費は3月補正での減額が可能と思われるので、執行額が確定した時点で不用額を落とし、又、年度途中でも各事業の進捗を勘案しながら予算執行状況に気を配り不用額が多くなならないようにきめ細かな予算執行に努めてもらいたい。

一つ、水道事業には積立金・借入金の状況は収入との比率があったと思うが、現時点で多度津町はどの程度になっているのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、防犯カメラ工事費38万5千円は、駅の避難通路に行政が設置するものに県からの補助が半分付くと言うことで、補助金の40万円は自治会に設置して頂く分であり、町が3分の1、県が3分の2の率になっており4基分の更新である。

一つ、監査委員費の減額は、人事異動による職員の給与費の減額である。

一つ、衛生費の災害廃棄物収集運搬業務委託料は白方漁協が海上の海ごみを回収したものの費用で、港湾管理費の方は主に高見島の港湾施設内に漂着したものを施設管理者として処理する費用である。原因は7月の西日本豪雨に伴うものであり、港湾施設の海ごみは別の処分業者で実施している。

一つ、温水プールのトレーニングルームを調査するとエアコン1台は稼動していたので、大型扇風機3台を設置したが、室内温度を測定すると28.5℃であり効果はあったと思っている。スポットクーラーでは限られた範囲だけしか効果がないという事で全体をカバー出来る扇風機を設置するという対応になった。その後利用者からの要望でスポットクーラーも設置した。

一つ、温水プールのトレーニングルームのエアコン2基のうちの1基が壊れたものだが、トレーニングルーム横の休憩室のものは稼動していたので、戸を開けて冷やすようにしながら使用していた。

一つ、特産品にはそれぞれ旬があり、年間を通じて収益を上げるように事業者には町内農水産物を活用した商品開発をして販売に結びつけるための補助を行う予定であり、教育機関の多度津高校には加工販売できる事業者に対して提案出来るレシピ作りに対する補助を行いたいと考えている。インスタ映えする商品を開発してもらい、農業者・漁業者の収入増加や担い手の掘り起こしに繋がりたいとも考えている。補助金額は補助対象経費の3分の2又は50万円のいずれか少ない額としている。補助対象経費は需用費、役務費、委託料、使用料、備品購入費等である。

一つ、多度津高校では昨年にかきのアヒージョの缶詰を作ったが味付け等の評判が良くなかったので、今回はプロの料理人と共同でレシピ作りをしたいということである。

一つ、多度津高校でサツキマスを作ったが、加工や販売は高校では出来ないなので、事業を行う業者が出てくれれば補助をして広めていきたいと考えている。

一つ、当初予算や6月補正で調製しても十分でない時に、必要であれば予算を計上して議会で議決を頂きたいということである。

一つ、議会運営委員会に提出した議案第7号決算認定の資料に基金繰入額2億5千万円を記載しておくべきでしたので申し訳なく思っており、以後このようなことがないように気をつけたい。今回は議会運営委員会の委員に修正した資料を再度提出することでご承認いただきたい。

一つ、今回は予算流用の手法の違いがあったので、今後は予算執行は正常な流れを保ちたいと考えており、補正予算を組む場合は十分気をつけて議会の理解を頂けるような議案を提出したい。

一つ、精算返還金は、四ツ葉クラブの改修及び病児・病後児保育事業に対して補助金を概算払いしていたものを実績によって精算するものである。

一つ、災害発生等で西水戸遊水池から桜川への内水排除などの活動をしてもらう防災連絡協議会に対する委託料である。

一つ、町道橋は平成21年から調査しており、今年度から3橋の修繕を順次予定している。

一つ、昨年度は耐震診断が11件、耐震改修が6件で、今年度は耐震診断が13件、耐震改修が2件となっており、例年ほぼ同程度の件数である。

一つ、民間住宅耐震対策支援事業費補助金は県から9月に予算執行額の決定を求められており、その募集を8月末までで終了したことによるものである。

一つ、全ての保育所で0歳児から2歳児の保育士が不足し、待機児童が発生していることに責任を感じているが、急遽預ける場合はショートステイという制度もある。

一つ、待機児童の問題解決のために堀江の企業内保育所と受け入れについて早期に協議する予定である。

一つ、学校敷地内の危険ブロック塀は調査を実施済で、通学路は現在関係課と調査中であり、実態を把握して学校・子ども・保護者でマップ作りすることを検討している。ブロック塀は個人のものであるため、今後も対応を検討していきたい。

一つ、河川管理費の工事費は、桜川排水機場のポンプシステムの更新と元町地区の茂八ポンプ場のポンプを1基更新する予定である。河川改良費の工事費は、日の出町の排水路と多度津山のクラウンフーズを誘致した箇所未改修の排水路である。

一つ、今のところ授業時数は確保出来ており、インフルエンザの流行で難しくなるような場合は1日の時間数を増やして対応することにしている。働き方改革が言われている中で教職員の休みや1市2町学校給食センターのことも含めて、2学期を早めることは今後も検討していくが、現時点では夏休みを子どもの個別指導に充てたり、夏休みを1週間早めて補習という形をとっている。

一つ、放課後子ども教室を充実させて地域の人達と一緒に活動することによ

り、地域を活性化させることに貢献出来ると考えている。

一つ、緊急避難路のエレベーターは既に予備設計を発注しており、工事は来年度に着手予定で交付金の申請をすることとしている。予備設計の後に実施設計に入る予定であり、エレベーターの規模等の詳細は予備設計の中で決定していく。緊急避難路としての耐力は設計されており、エレベーターは単独での構造計算になるが、後づけの想定はされている。

一つ、災害査定設計委託料は県の事業採択の査定を受けるために必要なもので原則自己負担となっており、実施設計の地元負担割合は原則50%である。工事の地元負担金や特別賦課金など農地の工事費に係る個人の地元負担があるので、補助申請などは個別対応したいと考えている。激甚災害に指定されているので補助割合は上がると思われるが、今回はため池の補助率は50%で計算している。

一つ、気象警報が出て休校になる時に連携したことはないが、1市2町でよく相談してマニュアルを作成していきたい。

一つ、大聖寺の崖崩れは現地調査して把握しているが、行政が関係するところではないので工事をすることは出来ないと地元伝えており、檀家の人達で直すため寄付金を集めていると言うことは聞いている。瀬戸内国際芸術祭では安全対策をしたいと考えている。

一つ、県営事業負担金は、現在行っている西浜と東白方の急傾斜地の工事になる。それ以外の急傾斜地は一昨年青木地区で事業を行っているが、県が急傾斜地として指定されたものに事業を行っている。急傾斜地にあたる部分は指定して事業を行なっているが町と県とで要件が違って来る。事業化は地元の情報などに基づいて、その現場の状況を確認しながらになる。

一つ、幼稚園の工事関係委託料は29年度の繰越予算で豊原幼稚園の外壁改修工事実施設計委託料、四箇幼稚園の庇改修工事の実実施設計委託料が同額の29万9千160円である。30年度当初予算では多度津幼稚園の外壁調査業務の委託料も、29万9千160円を支出しており、それぞれ業者も違っている。

一つ、諸施設設備管理事業費は、再生水の水質が悪くなっているため2次処理槽等の清掃業務に係るものである。

一つ、島の診療所にはレントゲンがなく、派遣してもらっている医師の判断で超音波診断装置を骨折の診断にも利用している。瀬戸内の島嶼部を回る済生丸でもレントゲンが必要な方は受診している。

一つ、国保の納付金の算定については、高額医療の部分も含んで各市町村ごとの医療費水準がそれぞれの負担金に反映されるということである。高額医療費共同事業の考え方は、医療費が多額であった市町に対して他の市町が負担して賄うということになるが、過去3年間の医療費に基づいて翌年以降の拠

出金額を計算することになっている。

一つ、7月・8月のレセプトが上がってくるのは2ヶ月先になるので、国保医療費について現時点では答えることが出来ない。

一つ、耕作放棄地図面作成業務は各地区の農業委員・推進委員が農地を見回って耕作放棄地がどこにあるのか毎年調査を実施して農地の動きを確認している。耕作放棄地は約15ha程度あり、その場所を特定して各地区で農業委員等が田んぼを使う人を探したり、農地中間管理機構が地図を利用して使う田んぼを探す作業に活用している。

一つ、住宅入居者移転補償は町営住宅が老朽化したので台風等の災害を考慮して、安全な別のところに移転するための転居費用として県の要綱等を参考にして入居者に移転の費用を補償したもので、1件当たり町内であれば17万円、町外等は21万円である。

一つ、町内13箇所の指定避難所・避難場所に白い看板に青いラインで海拔標示をして、夜間でも分かるように上部にソーラー電池を搭載した案内標識を設置している。なお、この事業は国が進める緊急防災事業なので特別交付税で措置される。

一つ、今後は予算管理に間違いがないように注意し、予算の補正時期には各事業ごとの進捗状況と執行状況を十分に精査した上で、削減が可能なものは年度途中でも適宜減額補正をするなどして不用額が多額にならないように気をつけながら、適正な予算執行に努めたい。

一つ、内部留保が料金収入の5割程度、企業債残高が料金収入の3.5倍以内という基準があり、現在多度津は企業債残高が料金収入の5.4倍、内部留保は原価償却費・資産減耗等を加減して大雑把な数字であるが、おおよそ35%となっている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第3号から議案第6号については、委員会として原案を可決し、議案第7号から議案第13号については、委員会として原案を認定した。

また、その他として、執行部より他5件の報告があった。

以上で終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、9月18日に開催されました多度津町行財政改革特別委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

多度津町行財政改革特別委員会委員長、隅岡美子君。

多度津町行財政改革特別委員会委員長（隅岡 美子）

平成30年9月18日に開催をいたしました多度津町行財政改革特別委員会の結果を次のとおりご報告を申し上げます。

審議事項。

1. 多度津町行政改革実施計画（平成30年度）について（平成29年度実績報告及び平成30年度実施予定）。

審議結果。

執行部より、1. 多度津町行政改革実施計画（平成30年度）についての説明があり、これに対して委員、傍聴議員より。

一つ、以前より町有施設が老朽化しているのでチェックリストを作って一元化し、優先順位をつけて対策をするようにと、総務課に対して意見を述べてきたが、行財政改革の中でも説明が必要と思われるが、どうか。

一つ、コンビニ収納を取り入れての効果は、どのくらいか記録はあるか。コンビニ納付は手っ取り早く便利であるので、啓蒙、周知に努め、コンビニ収納の体制を整えてほしい。

一つ、コンビニ収納を受入れる際、入力ミスがあろうかと思うが、それをなくすための対策も検討していく必要があるが、どのようになっているのか。

一つ、コンビニ収納で住民票等どのような種類の証明が発行できるのか。

その他意見、要望があり、これに対して執行部より。

一つ、平成27年2月に公共施設等の総合管理計画で、町有施設の老朽化の状況や、今後の修繕、更新の大まかな計画について取りまとめており、総務省の要請もある中で今後それを施設ごとの管理計画を策定していく予定であるが、他市町、県から情報収集する中で進めていきたい。

一つ、コンビニ収納の件数はまだ十分に把握はできていないが、軽自動車税、固定資産税の納付が多くあった。

一つ、入力ミスが考えられるのは、郵便局等からの振込みの際、OCRに起こす作業時にヒューマンミスが考えられるので、係間どうしまた担当どうしで二重チェックをおこない、入力ミスの防止に努める。

一つ、住基関係については、現時点ではコンビニでの証明発行はしていないが、実施予定は来年4月以降で、戸籍関係、住民票関係、印鑑証明に関して交付できる予定である。手数料等については12月議会で条例改正等も含めてご報告、検討していただくようになる。

以上のような答弁があり、1. 多度津町行政改革実施計画（平成30年度）について（平成29年度実績報告及び平成30年度実施予定）は本委員会として了承した。

またその他として執行部より1件のその他報告がありました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

これより、多度津町行財政改革特別委員会の委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

多度津町行財政改革特別委員会の委員長報告について、これを了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、多度津町行財政改革特別委員会委員長報告は了承することに決定いたしました。

日程第3、議案第1号、多度津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。

日程第4、議案第2号、多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部改正に

ついてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第5、議案第3号、平成30年度多度津町一般会計補正予算 (第3号) を、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第6、議案第4号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算

(第1号)を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第7、議案第5号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第1号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第8、議案第6号、平成30年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算

(第1号)を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第9、議案第7号、平成29年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

はい、尾崎議員。

議員(尾崎 忠義)

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成30年9月多度津町議会第3回定例会におきまして、議案第7号、平成29年度一般会計歳入歳出決算認定について、次の点で反対討論をいたします。

平成29年度一般会計歳入歳出決算では、款1. 議会費、香川県人権研究所会費として2万円、款3. 民生費、人権同和施策事業費として、361万5,467円、款10. 教育費としての人権同和教育事業費として、153万8,896円、計517万3,363円が支出され、決算がされております。

2016年12月に成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」つまり部落差別解消推進法は、「解消」すべき「部落差別」とは何かの定義がないまま「部落」に関する相談体制の充実、教育、啓発などを行うとする法律であります。

この法律の第5条（教育及び啓発）の事項は次のとおりであります。

「国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。」 2、「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。」とあります。

つまり、「部落差別を解消するため」の教育、啓発の必要性を改めて強調した条文であります。しかし、これは教育、啓発をめぐる到達点を無視した内容であります。

政府関係機関として、はじめて人権教育、人権啓発を提起したのは、地域改善対策協議会「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」この意見具申であります。

これは、1996年5月17日であります。

意見具申は、1「これまでの特別対策については、概ねその目的を達成できる状況になったこと」から特別対策を終結し、残された課題は「工夫を一般対策に加えつつ対応する」ということ。

2点目に「同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない」ことを提起しました。

これは「実態的差別」は基本的には解消したので、今後は「差別意識」に対する教育、啓発が基本であるという認識を示したものであります。

そして、これを踏まえて「今後差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と、これまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重してくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる」として、人権教育、人権啓発を提起したものであります。

つまり、部落問題を対象とした同和教育、同和啓発に特化せず、「すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発」に再構築することを指摘したのであります。

この提起に関しては、重大な問題点がありますが、人権教育、人権啓発の内容を部落問題に特化すべきでない指摘した点は評価できるわけでありませぬ。

この提起以降、国、地方自治体の施策は、同和教育、同和啓発ではなく、人

権教育、人権啓発として推進されていったのであります。

この意見具申が提起した人権教育、啓発の在り方を本格的に議論したのが、人権擁護推進審議会、これは1997年5月27日発足であります。

この審議会は、2年間の議論を経て、1999年7月29日に答申を公表しました。審議会では答申の内容を法律にする必要はない、つまり財政的措置で対応できることが確認されていましたが、政党レベルの議論になり、最終的には人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が2000年11月29日に成立をいたしました。

この法律の第4条、第5条は次のようになっております。

「第4条、国は前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」

これは国の責務として書かれております。

第5条といたしまして、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」これは地方公共団体としての責務であると明記しております。

そして、国、地方自治体は、その後、この法律に基づいて、人権教育、啓発を推進していったのであります。

もちろん、この中には部落問題も含まれております。

では、こうした法律とは別に「部落差別を解消するため」の教育、啓発を強調した法律がどうしても必要なのでしょうか。

部落問題の教育啓発が必要だとしても「人権教育、啓発推進法」を根拠にすれば済むことであります。

「人権教育推進法」2000年以降、部落差別が一層深刻化したことを立証する事実は何もないのであります。

そして、この「人権啓発推進法」の制定をめぐっても重大な問題が存在していたわけでありまして。

それは、「意見具申」つまり1996年が「同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの、依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き、積極的に推進していかなければならない」と指摘したことでありまして。

部落問題に関わる「差別意識」が「依然として根深く存在」するという認識が前提になって、人権教育、人権啓発の必要性が強調され「人権教育啓発推進法」が制定されたのであります。

しかし、「差別意識」が「依然として根深く存在」していることは立証されてはならず、あくまで意識、つまり人間の内面でありますから、その程度は

本来外からはわかりませんし、本人さえ程度を推し量ることは簡単ではなく、意識の程度を判断するのは、非常に難しいことなのに、意見具申はいとも簡単に「依然として根深く」存在していると結論づけており、論証にはなっておりません。

判断を仮に「差別意識」の根深さを推し量ることができるとすれば、それは2つの事実を通してであります。

第1は、特に戦前は戦後初期がそうであったように、部落住民に対する「差別的言動」という事実が地域で頻発することにあります。

第2は、公的な場から部落民を排除するといった「差別的な慣習」が地域にまだ定着していることにあります。

こうした2つの事実が存在すれば、部落住民に対する地域住民の「差別意識」の根深さを推し量ることは、ある程度可能であります。

しかし、今日では、かつてに比べれば、完全になくなったとは言えませんが「差別的言動」は激減をし、差別的な慣習はなくなったと言っていい状況に達しております。

そうだとすれば、部落住民に対する「差別意識」は「依然として根深く」存在しているというよりは、全体の傾向としては、希薄化してきているといった方が実態にあっているわけにあります。

このことから、「差別意識」は希薄化しているという認識にたっていたら、今後の施策の重点は、人権教育、人権啓発だという方針にはなっていなかったわけにあります。

また、「差別意識」がある以上「差別意識」をなくするための教育、啓発が必要だという「問い」の立て方が間違っており、それは実現できない目標に向かって、ばく進するようなものであります。

つまり「差別意識」の有無がゼロになることはない以上、教育、啓発を未来永劫やるということになるわけにあります。

そして「差別意識」を直接言動に出す人は少なくなったとはいえ、なくなっていないわけではありますが、そうした言動を批判し、それが地域で大きな影響を与えないような地域づくりが当面する課題であります。

そのためには、第1に誤解、偏見の解消であります。

「部落には乱暴な人が多い」などといった誤解、偏見、つまり部落開放同盟による「確認、糾弾」の過去の影響もあり、単純に誤解、偏見ともいえない側面もありますが、このような誤解、偏見は基本的には、部落内外の自由な交流によって解決されるべき課題であります。

自由な交流により相互理解の進展が誤解、偏見を解消する基本的な力であり、このことを基本にして、誤解、偏見を解消するための教育、啓発の役割

も存在をいたします。

第2は「差別意識」であります。

「差別意識」は「差別を当然視する意識」ですから、誤解、偏見の域を超えており、こうした人間の信念、信条に関わる意識の克服は、教育、啓発だけでは解消されず、基本的には、地域、職場、家庭における民主主義の進展に規定されるわけであります。

こうした、地域、職場、家庭における民主主義の前進を基本にしながら、住民の自主的な学習活動の機会を豊かに保障することが課題であります。

人々が自らの「人権意識」を向上させる場合、基本となるのは、自主的な教育、学習活動であり、この自主的な教育、学習活動に導くような豊かな学習機会の提供としての条件整備が必要であります。

ですから「差別意識を解消する」ことのために、教育、啓発するといった発送から、もはや卒業し、転換すべきであります。

また、日常的には「同和問題が起きているから、議会で取りあげてほしい」といった意見、要望は聞いておりません。

そして、町内に「差別意識や差別慣習」がない実態にもかかわらず、このような事業は、本町に部落差別が現存することを町自身が内外に宣言するようなもので周りの方に誤解を与えかねず、また町民の逆差別にもつながりかねません。

以上のことから、同和行政の終了、事業廃止は、行政の裁量判断に委ねられており、行政の毅然たる姿勢の堅持と行政の主体性を確立することが今、問われております。

したがって、平成29年度一般会計歳入歳出決算には、人権、同和施策事業費として、計517万3,363円が決算されており、これらの決算額を（1）近年の記録破りの異常気象下での町民の命と暮らしを守るための備えと防災対策費として（2）高齢者や障害者の介護保険料や医療費の自己負担増の軽減策として（3）児童、生徒の通学路の安全確保対策費に使うなど改善すべき点があるので反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第10、議案第8号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第11、議案第9号、平成29年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第12、議案第10号、平成29年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第13、議案第11号、平成29年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第14、議案第12号、平成29年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第12号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第15、議案第13号、平成29年度多度津町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第13号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第16、議員提出議第1号、議員派遣の件についてを、議題と致します。

案文は、お手元に配付の通りであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

これより、質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号についてを、採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。

日程第17、閉会中の継続調査についてを、議題といたします。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております通り、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りいたします。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

本件は、各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の

継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全て終了いたしました。

これにて、平成30年第3回多度津町議会定例会は閉会をいたします。

長時間にわたってのご審議、またご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時24分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成30年9月21日
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記